10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

# 倒産時に効く条項の束：一つずつは正しいのに、つながっていない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月26日

## 一　この条項は何をしているのか

### 1　倒産は、一つの条項で備えるものではない

取引先が倒れかけたとき、契約書のどこを見るか。一か所ではありません。

期限の利益喪失条項を引いて残額の弁済期を来させ、解除条項で契約を切り、相殺条項で自社の債務とぶつけ、担保があれば実行する。この4つが順に動いて、はじめて回収になります。

実務書も、取引先の信用不安・倒産対応の項目として、通知義務・立入検査権、期限の利益喪失条項、相殺条項、担保権等設定条項を順に挙げ、そのあとに特別な事由による解除条項を置いています（注1）。

### 2　一つずつは正しいのに、つながっていない

契約書のレビューでは、条項を一つずつ見ます。期限の利益喪失条項は喪失事由が十分か、解除条項は無催告解除が書いてあるか、相殺条項は文言が足りているか。それぞれは合格します。

**それでも、倒産の場面で動かないことがあります。**発動する条件が条項ごとにずれていると、順に動かないからです。この記事は、その噛み合わせだけを扱います。個々の条項の中身は、別稿（期限の利益喪失：自動で効くほうが有利、とは限らない）などが扱っています。

## 二　よくある条項例

4つを別々の条項として置いた契約書は、たとえばこうなります。

| 条項 | 発動条件 |
|---|---|
| 期限の利益喪失 | 差押え、倒産手続の申立て、支払停止、不渡り等が生じたとき（当然喪失） |
| 解除 | 相手方が本契約に違反し、催告後14日以内に是正されないとき |
| 相殺 | 相手方に対する債権の弁済期が到来したとき |
| 担保（所有権留保） | 売買代金の全額が支払われるまで所有権は売主に留保される |

**それぞれは、どこにでもある書き方です。**しかし4つの条件がばらばらなので、倒産の場面で順に動きません。三で1つずつ見ます。

## 三　問題点

### 1　期限の利益喪失事由と解除事由がずれている

二の表では、期限の利益は倒産手続の申立てで自動的に失われますが、解除には催告と14日の猶予が要ります。倒産手続が始まった相手に催告して14日待つ、ということになります。

この2つの条項は、本来は重なるものです。期限の利益喪失条項に定める喪失事由は、多くの場合、契約書に定められる解除条項における解除事由と共通になります（注2）。期限の利益喪失事由は任意解除事由と重複する場合が少なくないため、任意解除事由を準用して期限の利益喪失事由を規定したり、その逆をしたりすることが一般的です（注3）。

**重なるはずのものが、別々の条件で書かれている。これが1つ目のずれです。**

### 2　相殺条項が、期限の利益喪失に連動していない

相殺には、両債務が弁済期にあることが要ります（民法505条1項）。この要件と期限の利益喪失条項の関係を正面から書いているのが、一の1で挙げた契約業務の実務書です。

> 期限の利益喪失条項を定めている場合，信用不安時には相手方は期限の利益を失い，こちらは期限の利益を放棄することにより相殺の要件（③）を満たし，相殺が可能となる。しかし，期限の利益喪失条項を定めていない場合（定めていても，当該喪失事由に該当しない場合）でも，本条項を定めておけば，債権の弁済期の到来を待たず，ただちに両債務を相殺することができる。（注4）

2つの経路があります。期限の利益喪失条項が働けば相殺できる。働かなくても、相殺条項があれば相殺できる。同書が挙げる相殺条項は、後者を作るものです。

> 第〇条（相殺）
> 甲及び乙は，相手方に対する金銭債権と相手方に対し負担する金銭債務とを，相手方に対する債権の弁済期が到来すると否とを問わず，いつでもその対当額につき相殺することができるものとする。（注5）

二の表の相殺条項は「弁済期が到来したとき」となっていました。これでは、期限の利益喪失条項が当たらない事由のときに動けません。同書が「定めていても，当該喪失事由に該当しない場合」と書いているのが、まさにその穴です。

### 3　相殺の実効性を、譲渡禁止条項が支えている

もう一つ、見落とされる連動があります。同書は、相殺条項に続けてこう書いています。

> また，相殺の対象となる反対債権を担保（相殺の実効性を担保）するために，次のような譲渡禁止条項を定めることも必要である。（注6）

> 第〇条（譲渡禁止）
> 甲及び乙は，相手方の事前の書面による承諾を得ることなく，本契約（及び個別契約）の地位を他に譲渡し又は本契約（及び個別契約）に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に対して譲渡してはならない。（注6）

相殺の相手方となる債権（自社が負っている債務の側）が第三者に譲渡されると、相殺できるかどうかが問題になります。この場合も、譲渡の対抗要件が備わる前に取得した債権などであれば、相殺を譲受人に対抗できます（民法469条）。もっとも、2017年改正で譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡は有効になりました。譲渡禁止条項に残っているのは、悪意・重過失の譲受人に対して、履行を拒み、譲渡人に対する弁済や相殺などで債務が消えたことを主張できるという効力です（民法466条3項。ただし同条4項の例外があります）。詳細は別稿（債権譲渡制限特約の効力）が扱っています。

それでも、この条項が相殺の期待を守る位置にあることは変わりません。

### 4　担保が、発動条件を持っていない

同書が挙げる所有権留保の条項例です。

> 第〇条（所有権の移転）
> 本商品の所有権は，乙が個別契約に基づき本商品の売買代金の全額を甲に支払った時に，甲から乙へ移転する。（注7）

所有権を留保する部分には、発動条件はありません。代金が全額払われるまで所有権が移らない、という状態が続くだけです。ただし、目的物を引き揚げるなど担保を実行する場面の条件や手続は、別に定める必要があります。なお、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第56号）の施行後は、所有権留保の実行について、清算金の通知・支払などの手続が法律で定められます（同法111条1項が準用する60条・61条）。

**問題は、担保が「ある」契約でしか働かないことです。**担保がなければ、三の1から三の3までがうまく回っても、確実に回収できるのは相殺できる範囲までです。残りは一般の債権として倒産手続に届け出て、配当や再生計画による弁済を待つことになり、回収額も時期も見通しにくくなります。担保の詳細は、本稿では扱いません（追加担保の請求については別稿「追加担保請求条項：担保を差し出させる約束は、どこまで効くか」）。

## 四　改善例：一つの発動条件で束ねる

4つを噛み合わせる書き方は、発動条件を1か所にまとめて、他の条項がそこを参照する形です。

| 条項 | 書き方 |
|---|---|
| 期限の利益喪失 | 喪失事由を列挙する。ここが唯一の発動条件になる |
| 解除 | 「前条各号のいずれかに該当したときは、催告を要せず直ちに解除できる」と参照する |
| 相殺 | 弁済期の到来を問わず相殺できると書く（三の2の条項例） |

ただし、倒産手続の申立てなどを理由とする解除は、再建型の手続では効力を否定されることがあります（別稿「倒産手続と契約条項の限界」）。所有権留保付きの動産売買については、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第56号）110条が、再生手続・更生手続の申立てやその原因となる事実を解除事由とする特約を無効としています（施行日前に結んだ特約には適用されません。同法附則16条）。 | 譲渡禁止 | 相殺の実効性を守るために置く（三の3の条項例） | | 担保 | 留保の設定には発動条件がない。引揚げなど実行の条件・手続は別に定める |

**参照で書けば、事由を足すときに1か所を直せば済みます。**三の1のずれは、事由を別々に列挙したことから生まれています。

## 五　書き分けの分岐：自社が債権者か債務者か

| | 債権者（先に渡す側） | 債務者（先に受け取る側） |
|---|---|---|
| 期限の利益喪失 | 事由を広く。当然喪失を厚く | 事由を絞る。判断が要るものは請求喪失へ |
| 解除 | 喪失事由を参照して無催告に | 催告と是正期間を求める |
| 相殺 | 弁済期を問わない条項を置く | 置かせない。置くなら要件を絞る |
| 担保 | 所有権留保・譲渡担保を求める | 対象と期間を限定する |

相殺条項は、相手方の与信状況により設けるかどうかを判断すべきもので、相手方が認めればよいが、必ず設けるべきとまではいえません（注8）。相手方から経理の事情を理由に削除を求められ、相殺条項を撤回した例もあります（注8）。

**4つを全部通すのが正解ではありません。**相手方の与信が十分なら、相殺条項を落として他を通すという交渉が成り立ちます。

## 六　まとめ

| | 単独で見たとき | 束として見たとき |
|---|---|---|
| 期限の利益喪失 | 事由が十分か | 他の条項が参照する発動条件になっているか |
| 解除 | 無催告解除が書いてあるか | 喪失事由と同じ条件で動くか |
| 相殺 | 文言が足りているか | 喪失事由に当たらない場面でも動くか |
| 譲渡禁止 | 効力があるか | 相殺の相手方を確保しているか |
| 担保 | 対象が特定されているか | そもそも取れているか |

**右の列が、この記事が扱ってきたことです。**左の列は個々の記事が扱います。

信用不安の兆候をどう捉えるかは別稿（信用不安の兆候：関係が良いうちは要らない条項）が、倒産手続に入ったあと条項がどこまで効くかは別稿（倒産手続と契約条項の限界）が扱います。

**参考文献等**

（注1）堀江泰夫『契約業務の実用知識〔第3版〕』（商事法務、2025）180〜215頁（第2章 II リスク管理条項 2 取引先の信用不安・倒産対応等）

（注2）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）59〜60頁

（注3）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）600頁

（注4）前掲注1・187頁

（注5）前掲注1・186頁の条項例

（注6）前掲注1・187頁および同頁の条項例

（注7）前掲注1・188頁の条項例

（注8）前掲注1・187頁

**ウェブ版**　https://prospire-law.com/contract-knowledge/tosan-ji-ni-kiku-joko-no-taba/

**引用表記例**　プロスパイア法律事務所「倒産時に効く条項の束：一つずつは正しいのに、つながっていない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月26日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。